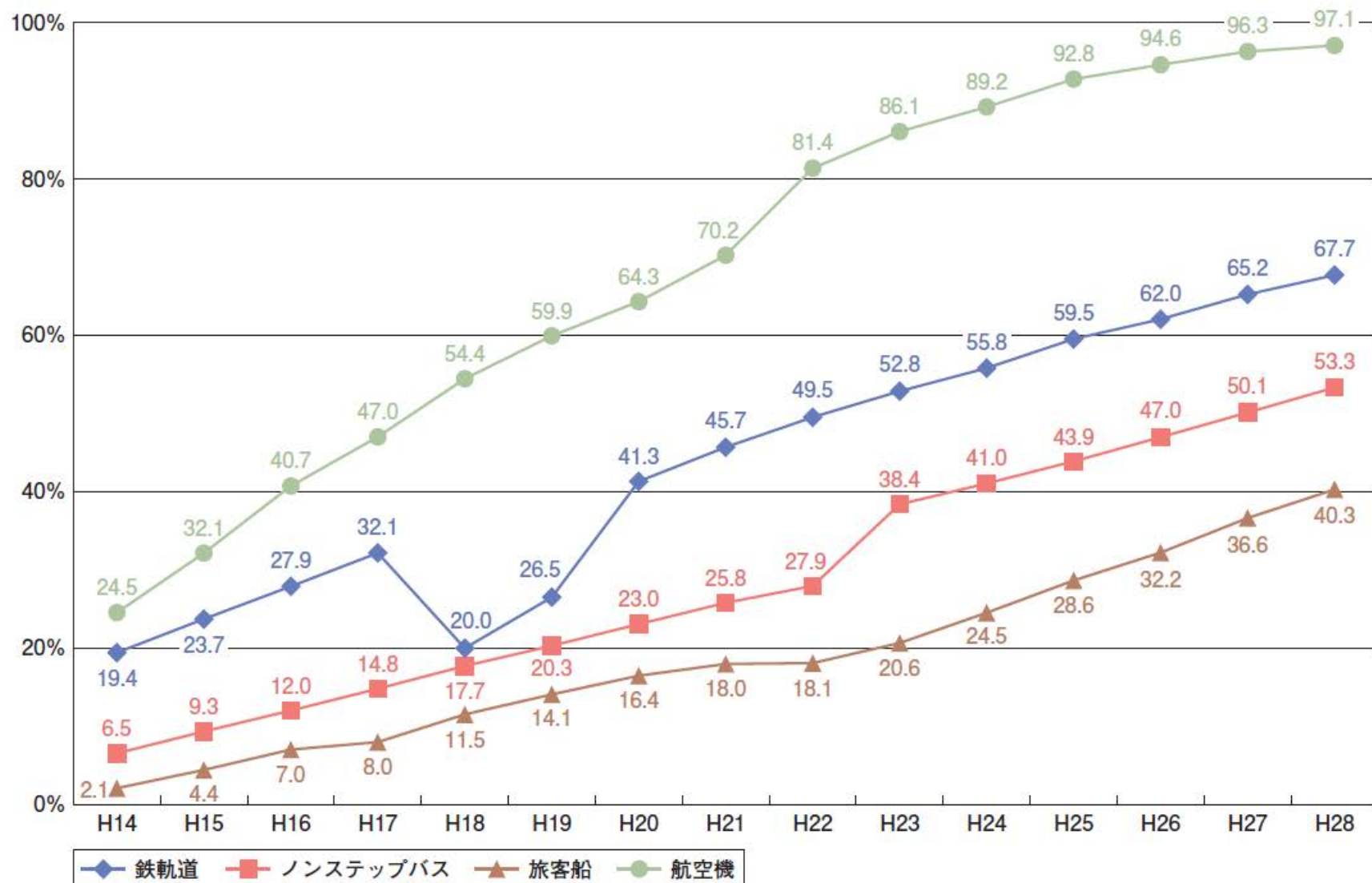


■ 図表5-8 車両等におけるバリアフリー化の推移



注：バリアフリー法に基づく鉄軌道車両に係る移動等円滑化基準（平成18年国土交通省令第111号）では以下の内容が追加となっている。

追加内容：車両内の扉等に車両番号等を文字及び点字により表示すること。

資料：国土交通省「移動等円滑化実績等報告書」（平成29年）